

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年10月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400111号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400011号

第1 結論

昭和63年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年*月から平成3年3月まで

私は、請求期間当時、大学に通うためにA市B区に住んでいたが、国民年金については20歳になった昭和63年*月頃、母親から連絡があり、加入手続き及び保険料納付は、C町(現在は、D市)の方で行っておくと聞いた記憶がある。

しかし、所持している年金手帳を確認したら、資格取得日が平成3年4月1日となっており、請求期間の加入記録がないことに気付いた。調べてみたら、同日については、学生についても年金に加入することが義務化された日であることが分かった。

私が、大学生であった時の保険料を母親が納付していたことは間違いないはずなのに、平成3年4月1日からの加入記録しかないことに納得ができない。調査して、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、昭和63年*月頃に母親がC町で加入手続きを行ってくれた旨陳述しているが、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金について、「初めて被保険者となった日」は、平成3年4月1日と記載されており、これはオンライン記録、D市から提出されたC町の国民年金被保険者収納簿及び日本年金機構が保管するA市の国民年金保険料検認状況一覧表における資格取得日と一致していることから、請求者が請求期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、C町からA市へ住所変更した際に、国民年金に係る所定の手続きがされた形跡が無く、オンライン記録及び請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月頃にA市において払い出されていることから、この頃国民年金に加入したものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者の請求期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付した事実は確認することができない。請求者は母親が請求期間の保険料を納付した旨陳述しているが、請求者の母親が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400112号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400012号

第1 結論

平成元年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年*月から平成3年3月まで

私の国民年金について、20歳になった平成元年*月頃にA市役所から通知が来たが、請求期間当時は大学生であったため、代わりに母親が加入手続を行い、保険料も納付してくれた。その母親からは、保険料については、金融機関にあった口座から引き落とされていたと聞いている。

しかし、所持している年金手帳を確認したら、資格取得日が平成3年4月1日となっており、請求期間の加入記録がないことに気付いた。調べてみたら、同日については、学生についても年金に加入することが義務化された日であることが分かった。

私が、大学生であった時の保険料を母親が納付していたことは間違いないはずなのに、平成3年4月1日からの加入記録しかないことに納得ができない。調査して、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、平成元年*月頃に母親が加入手続を行ってくれた旨陳述しているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月頃に払い出されていることから、この頃、国民年金に加入したと考えられる。

また、戸籍及びその附票によると、請求者は請求期間前後において、氏名及び生年月日の変更又は訂正等はなく、住所地についても請求期間における住所はA市とされており、国民年金に係る事務の管轄は変わっていないことを踏まえると、請求期間に既に別の手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、請求期間直後の平成3年4月に請求者に対して手帳記号番号が払い出されるに至る可能性は低いものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者の請求期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付した事実は確認することができない。請求者は母親が請求期間の保険料を納付した旨陳述しているが、請求者の母親が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。